

【介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス利用料金表】

令和3年4月1日版

No.1

介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスのご利用の対象は、要支援1・2に認定されている方です。お気軽にご相談ください。

【利用料金】

1. 利用料金について

利用者負担額は、原則として介護保険1割負担費用(一定以上の所得のある方は、2割そのうちさらに所得の高い層は3割負担)とその他費用の合計が利用料金となります。

*世帯収入により自己負担費用が異なります。詳しくはお住いの市町村窓口におたずねください。

1 基本サービス【介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス】

1回あたりの所要時間6時間以上7時間未満 ※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

区分	対象者	要件・単位数
通所型サービス1	要支援 1	1,672 単位/月
通所型サービス2	要支援 2	3,428 単位/月

3 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算 ※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

項目	単位数		要件要件等
通所型独自サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※(Ⅰ)~(Ⅲ)の併算定は不可。	要支援1	88単位/月	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
	要支援2	176単位/月	
通所型独自サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1	72単位/月	介護福祉士50%以上
	要支援2	144単位/月	
通所型独自サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	24単位/月	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上
	要支援2	48単位/月	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	ひと月につき、基本利用単位数に5.9%を乗じて算定		介護職員の賃金の改善等を実施し、加算のキャリアパス要件を満たしていること。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	ひと月につき、基本利用単位数に4.3%を乗じて算定		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	ひと月につき、基本利用単位数に2.3%を乗じて算定		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)で算定した単位数の90%加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)で算定した単位数の80%加算		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	ひと月につき、基本利用単位数に1.2%を乗じて算定		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	ひと月につき、基本利用単位数に1.0%を乗じて算定		

2 要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算(つづき)

No.2

※地域区分1単位当たりの単価10.27円(6級地)

項目	単位数	要件要件等
通所型独自生活向上グループ活動加算	100単位/月	・機能訓練指導員等が共同して、利用者に対し生活機能の改善等の目的を設定した介護予防通所介護計画を作成している。 ・複数の種類の生活向上グループ活動サービスを準備し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが実施されていること。また生活機能向上グループ活動サービスを1週間に1回以上実施していること。
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	40単位/月	以下のいずれの要件も満たすこと。 ・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなどサービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
通所型独自サービス 令和3年9月30日までの上乗せ	ひと月につき 所定単位数の 1/1000加算	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として。

3 介護報酬利用者負担の算出法 (例:利用者1割負担)

地域単価10.27円×単位数＝〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円 (利用者負担額)

4 その他費用

○昼食代(おやつ含む) 1食あたり 700円

○朝食代 1食あたり 110円 (ご希望の際はご相談ください)

○紙おむつ代 1枚あたり 150円 ○紙パンツ代 1枚あたり 150円

○尿吸収パッド代 1枚あたり 50円

○そのほか行事等によっては参加費がかかるものもあります。

デイサービスは日曜休みです。
月～土曜日お気軽にご連絡・ご相談
ください。

※ご来苑の際は、事前にお電話を頂けると幸いです。



◆お問合せ先

デイサービス驚宮苑

電話0480-58-7762

受付時間 9:00～18:00

(担当：生活相談員)